

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマ

2. 一括法案の提出等

- 法律改正事項については、一括法案等を令和4年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告
- 地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけのあり方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。

3. 対応状況 ※精査中

- 令和3年の提案220件のうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるもの等を除き、160件について内閣府と関係府省との間で調整。

(件数)

提案の趣旨を踏まえ対応	現行規定で対応可能	小計 (A)	実現できなかったもの (B)	合計 (C) = (A+B)
145	2	147	13	160

令和3年の地方からの提案等に関する主な対応（案）

1. 国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの

計画策定に関するもの

- ① 農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化
- ② 下水道法に基づく計画の策定及び変更手続の簡略化
- ③ 土地改良法に基づく市町村応急工事計画に係る手続の見直し
- ④ 地籍調査事業計画の変更手続の廃止
- ⑤ 地方創生に係る各計画の内容の見直し、手続の合理化
- ⑥ 異なる計画を一体的に策定することが可能であることの明確化
 - ・ 地方版消費者基本計画／都道府県消費者教育推進計画等
 - ・ 脱炭素社会実現に係る各計画
 - ・ 鳥獣管理に係る各計画
- ⑦ 指定難病の受給者証への指定医療機関名の記載につき包括的な記載を可能とする見直し
- ⑧ 障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する見直し
- ⑨ 国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し
- ⑩ 小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化
- ⑪ 埋蔵文化財の試掘調査における農地の一時転用許可を不要とする見直し
- ⑫ 地域公共交通に係る各協議会等の開催等の柔軟化

2. デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの

- ⑬ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用可能事務の拡大（地籍調査、管理不全空家、水道法に基づく事務）
- ⑭ 医師法、歯科医師法及び薬剤師法に基づく届出のオンライン化とそれに伴う都道府県経由事務の見直し
- ⑮ 障害児入所給付費の支給事務等におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大（療育手帳関係）

3. その他

- ⑯ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲
- ⑰ 認可地縁団体の合併に関する規定の新設等の見直し
- ⑱ 保育所等の居室面積基準に係る特例期限の延長
- ⑲ 農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件に係る例外措置の見直し
- ⑳ 児童扶養手当の受給資格要件の明確化

農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化

現
行

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

- 都道府県は、農村地域への産業導入に関する基本計画について、義務的記載事項として、「導入する産業の業種」の記載が必要。
- 市町村は、産業導入を図る際、基本計画に無い業種を導入することができない。

支障

- 都道府県は、市町村が基本計画に無い業種を導入する際、その都度、業種を追加するための基本計画の変更が必要。



基本計画の義務的記載事項に関する見直し

- 基本計画において、市町村における新たな立地ニーズに合わせて、その都度「導入する産業の業種」を記載する必要がないよう見直す。



効果

- 市町村は、産業構造の変化や地域の特性に対応した機動的な産業導入の企画が可能に。
- 都道府県は、地域における新たな立地ニーズに応じた都度の計画変更が不要となり、事務負担が軽減。



見
直
し
後